

小菅村公共施設等総合管理計画（概要版）

平成 29 年 3 月

※本概要版は、「小菅村公共施設等総合管理計画」を要約・抜粋したものです。
 ※グラフの内の数値は、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

計画策定の目的

- ◆本村の公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理についての基本的な考え方や、その実施に関する方針を示すことを目的として策定

計画期間

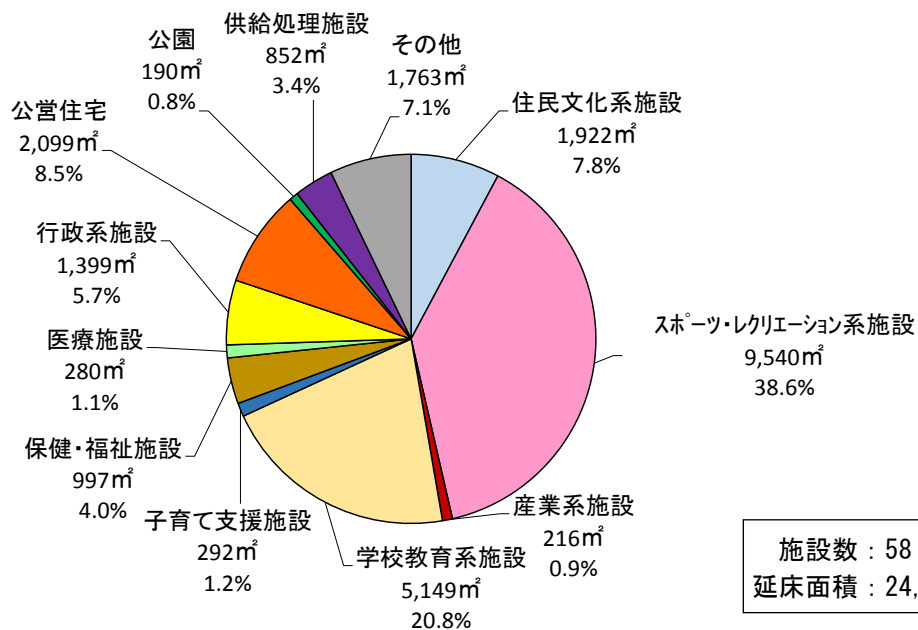
- ◆平成 29（2017）年度 から 平成 68（2056）年度 までの 40 年間

対象範囲

- ◆本村が保有する公共施設等

- **公共施設**：スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設などの公共建築物

【施設分類別延床面積】



- **インフラ資産**：道路、農道、林道、橋りょう、簡易水道、下水道、農業集落排水

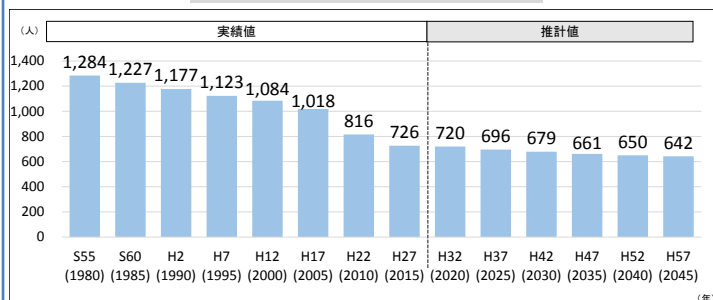
【インフラ資産の保有状況】

分類	種別	数量
道路		42,837 m
農道		8,648 m
林道		16,461 m
橋りょう		36 橋
簡易水道	管路	13,516 m
	下水道	20,240 m
下水道	管路	20,240 m
	下水道施設	2 施設
農業集落排水	管路	1,465 m
	農業集落排水施設	1 施設

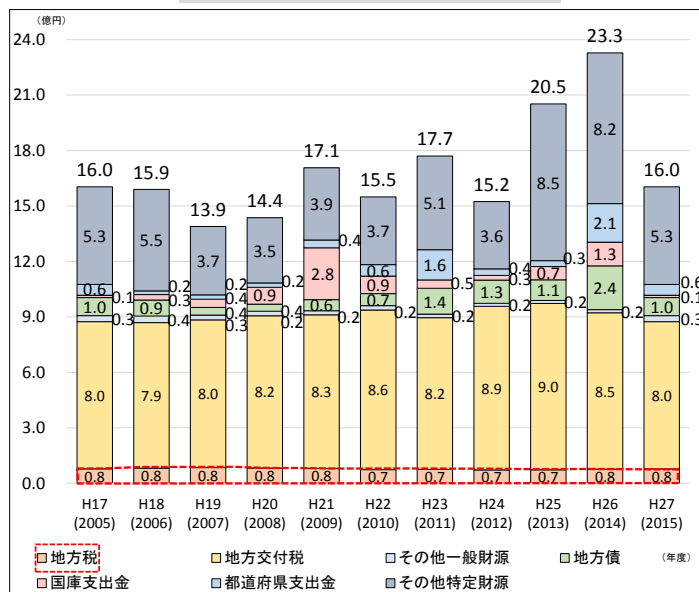
人口・財政の状況

- ◆総人口は減少傾向が続き、移住者の増加などにより年少人口構成比、生産年齢人口構成比は増加する見通し
- ◆地方税の歳入に占める割合が1割未満であり、地方交付税等に大きく依存している状況

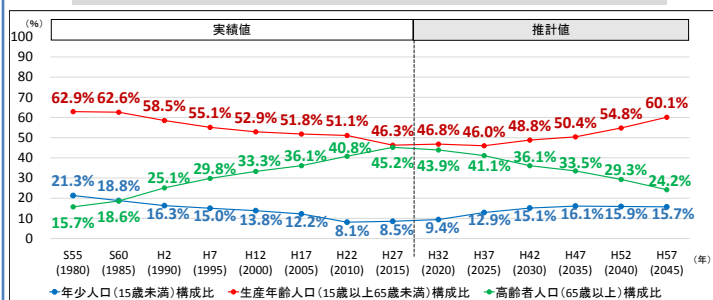
【総人口の推移と見通し】



【歳入（普通会計）の推移】



【年齢3階層別人口構成比の推移と見通し】



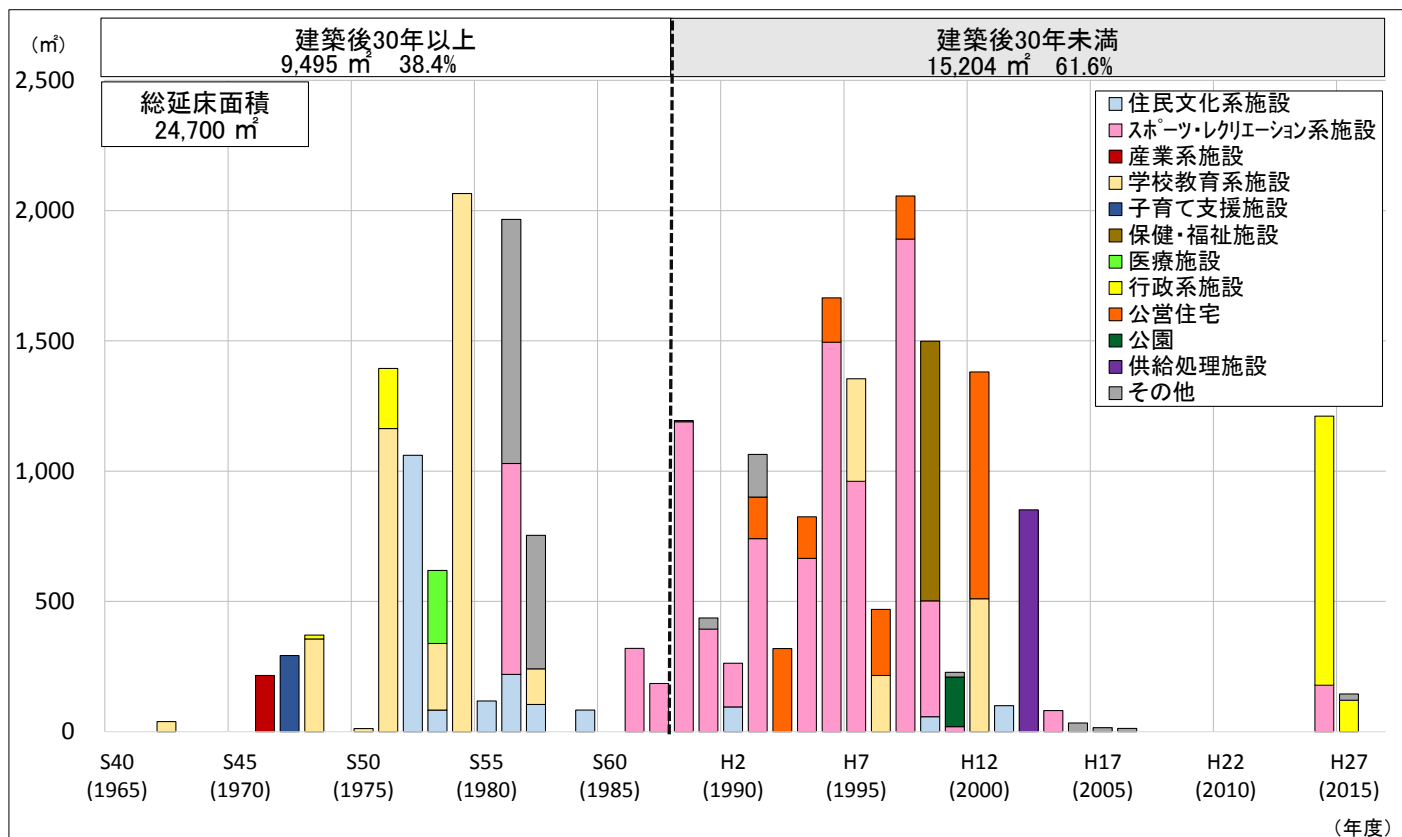
※地方税：市町村が徴収する税の総称。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。
 ※地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金。

出典：実績値は総務省「国勢調査」、
 推計値は小菅村「小菅村人口ビジョン（将来展望）」

公共施設等の状況

- ◆公共施設の約38%が建築後30年以上を経過しており、老朽化が進行
- ◆インフラ資産（道路、橋りょう、水道管等）も、老朽化が進行

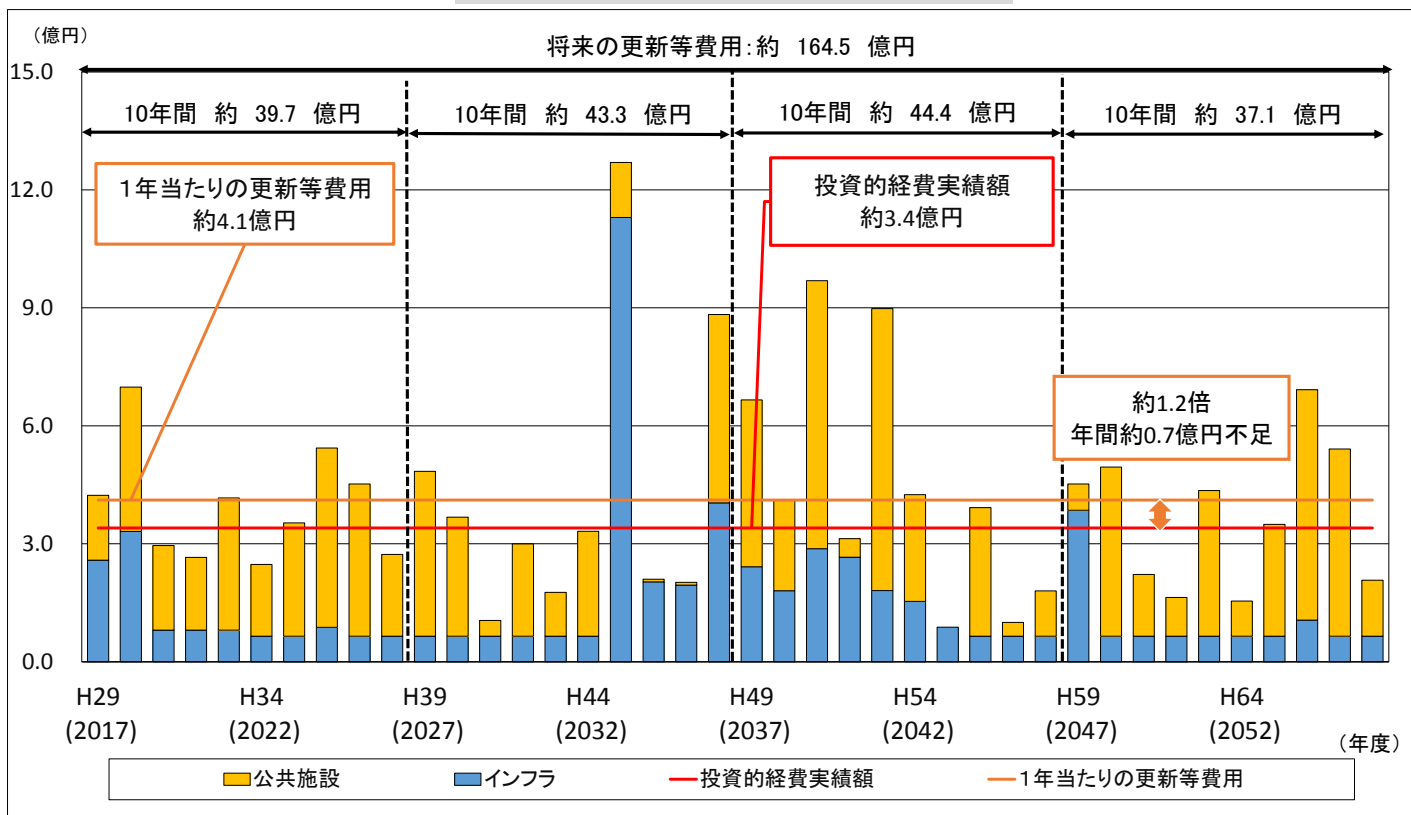
【公共施設の建築年度別延床面積】



公共施設等の将来の更新等費用の見通し

- ◆本村が所有する公共施設等を、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等にかかる費用は、平成29から68年度までの40年間に約165億円、1年当たり約4.1億円/年
- ◆投資的経費実績額が約3.4億円/年であることから、年間約0.7億円/年が不足

【公共施設等の将来の更新等費用の推計】



※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※投資的経費実績額: 近年の公共施設とインフラ資産の更新や大規模改修にかかる経費の年平均。

公共施設等を取り巻く課題

■人口構造の変化への対応

- ・人口減少、転入者によるライフスタイルの多様化などにより、公共施設等へのニーズが変化
- ⇒人口規模及び人口構造の変化による新たなニーズに見合った施設総量の適正化や施設の機能の向上、適切な管理運営などの対応が必要

■厳しい財政状況への対応

- ・歳入が地方交付税等に大きく依存している状況や、扶助費の増加傾向を考慮すると、今後も厳しい財政運営となることが懸念される
- ⇒今後の厳しい財政状況を見据え、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保が必要

■施設の老朽化への対応

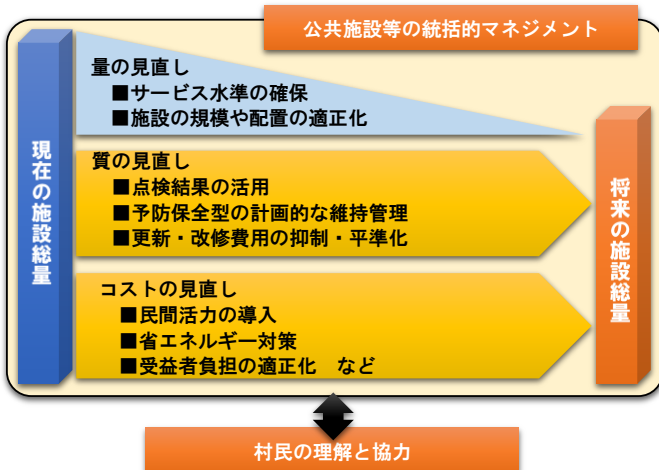
- ・更新、改修時期が集中するとともに多額の費用を要することが懸念される
(公共施設の建替え・大規模改修、道路の舗装の打替え、橋りょうの架替え、水道管の布設替え等)
- ⇒安定した公共サービスの提供や、施設の安全性確保のためには、計画的な維持管理による、費用の抑制や平準化が必要

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

【公共施設等マネジメントの基本方針】

- 基本方針1：施設総量の適正化
- 基本方針2：コストの縮減と財源確保
- 基本方針3：計画的な施設の保全

【施設の目指すべき姿のイメージ】



【公共施設等の保有量適正化の方向性】

【公共施設】

- ・新規整備の抑制
- ・低未利用施設などの積極的活用の推進
- ・老朽化し、活用が見込めない施設の処分
- ・集約化、複合化、減築などを行い、延床面積の縮小
- ・保有する必要性が低い施設の地元や民間等への譲渡や売却などの実施

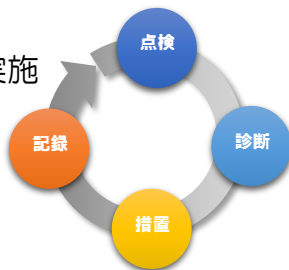
【インフラ資産】

社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指す

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

■点検・診断の実施方針

- ・計画的な点検・診断の実施
- ・自主点検の実施
- ・メンテナンスサイクルの構築



■維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・予防保全型の維持管理
- ・計画的な更新等の実施
- ・維持管理費用の平準化
- ・時代の要請や住民需要への対応
- ・効率的・効果的な維持管理・運営

■安全確保の実施方針

- ・劣化や損傷等への措置
- ・危険施設への措置

■耐震化の実施方針

- ・耐震化の推進

■長寿命化の実施方針

- ・長寿命化の推進

■統合や廃止の推進方針

- ・総量の適正化

■総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・村民との情報共有・協働体制の構築
- ・民間事業者との連携
- ・庁内におけるマネジメント意識の啓発
- ・受益者負担の適正化
- ・広域連携
- ・補助制度等の活用
- ・施設等の有効活用による財源確保

推進体制

■全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

- ・全庁的な取組体制の構築
- ・情報の一元管理

■フォローアップの実施方針

- ・PDCA サイクルによる計画の推進
- ・議会・住民との情報共有

<問い合わせ先>

小菅村 総務課

〒409-0211 山梨県北都留郡小菅村 4698 番地

TEL : 0428-87-0111